

●香川県警察本部告示第6号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月27日

香川県警察本部長 那須修

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章～第9章 略	第2章～第9章 略
附則	附則
（制限外積載許可の審査基準）	（制限外積載許可の審査基準）
第20条 略	第20条 制限外積載許可は、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。 (1) 略 (2) 積載物の長さ、幅、高さ及び積載の方法が次に掲げる自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準を満たすとき。 ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 次に掲げる基準 (ア)・(イ) 略 (ウ) 高さ 4.3メートル（三輪の普通自動車及び施行規則第7条の <u>14</u> に規定する普通自動車にあっては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。 (エ) 略
ア 略	ア 略
（ア）・（イ） 略	（ア）・（イ） 略
（ウ） 高さ 4.3メートル（三輪の普通自動車及び施行規則第7条の <u>14</u> に規定する普通自動車にあっては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。	（ウ） 高さ 4.3メートル（三輪の普通自動車及び施行規則第7条の <u>16</u> に規定する普通自動車にあっては、3メートル）から自動車の積載をする場所の高さを減じたもの以下であること。
（エ） 略	（エ） 略
イ 略	イ 略
ウ 略	ウ 自動二輪車（側車付きのものを除く。） 次に掲げる基準 (ア) 長さ 乗車装置又は積載装置（施行規則第5条の <u>4</u> に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下この号において「特定自動二輪車」という。）がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置。（エ）において同じ。）の

長さの2倍の長さ以下であること。

(イ)～(エ) 略

エ・オ 略

(3) 略

長さの2倍の長さ以下であること。

(イ)～(エ) 略

エ・オ 略

(3) 略

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。